

# 鳥取県タケシマラン保護管理事業計画

## I. 事業の目標

タケシマランは、ユリ科タケシマラン属の多年生草本である。中部以北の亜高山帯に生育し、県内では県東部の山地に隔離分布するのみであり、かつ近年のニホンジカの食害による衰退が著しいことから、令和4年改訂の鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリストにおいて、絶滅危惧Ⅱ類から絶滅危惧Ⅰ類に見直しした。

近年ニホンジカの食害が激化し、個体数が激減するとともに個体の矮小化や開花数の減少が見られ、着果はほぼ見られない状況まで衰退し絶滅寸前となった。防鹿柵により個体の保護をはかった後は開花期の残存個体が増加し絶滅が回避されている状況にある。生育地周辺の環境保全、登山道の整備・維持管理時における配慮、及びニホンジカによる食害の防止が必要であることから、令和4年に鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、特定希少野生動植物種に指定した。

本事業は、本種の生育状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、生育域における生育環境の改善や保護啓発の強化等を図るとともに、必要に応じ適切な方法による栽培条件下での繁殖を行い、栽培個体を自生地に戻すことで個体数の増加及び分布の拡大を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

なお、本事業は本種の生育状況や生育環境の変化等を踏まえ10年程度を目処に計画の見直しを行うこととする。

## II. 事業の区域

県内における本種の分布域。

### Ⅲ. 事業の内容

#### 1 個体群及び生育環境の保全・管理

##### (1) モニタリング

本種の生育地は、個体群の衰退や環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを行いながら、即応的な対策を講じる。

##### (2) 生育地における採取の防止

本種は、その希少性から鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物種に指定し、採取を禁止している。

この規制について積極的に周知すること等により、採取の防止を徹底する。

##### (3) 生育地の管理

ニホンジカによる食害防止のため、令和3年から防鹿柵の設置を行っており、設置後は開花期の残存個体の増加が確認されていることから、引き続き防鹿柵による食害防止を実施する必要がある。加えて、植物体への影響や環境負荷の少ない素材利用に努めるとともに、多雪地であることを踏まえ雪解け後のメンテナンスを行う。

また、生育地が登山道沿いにあることを踏まえ、除草作業や登山道の拡幅等を行う際に、生育地への影響を回避または可能な限り低減するよう努める必要がある。

##### (4) 生育地の維持・拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、自生地周辺の生育適地に適切に移植することを検討する。さらに、適切な方法による栽培条件下での繁殖を行い、栽培個体を自生地に戻すことで個体数の増加及び分布の拡大を図る。

## (5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴及び環境や生物多様性における価値を周知して、地元住民等との協働による持続的な保全・管理の方策を検討する。

## (6) 生育地保全策の検討

本種は、自然公園法の特別保護地区内に生育することから、既に生育地保全に係る法的な規制があるため、現段階では鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による自然生態系保全地域の指定等を検討しない。

## (7) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生育地の公開は行っていないが、防鹿柵を設置したことにより生育地が知られることとなる。今後は、このような希少種についての啓発を進め、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

現段階では場所を公開せずに、地元住民等からなる団体による保護管理の推進を図ることとするが、今後は周辺環境教育に携わる機関などと連携し啓発を行う必要がある。

また、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

## 2 法的規制・位置付け等

### (1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例により特定希少野生動植物種に指定し、既に採取等を禁止している。

## (2) 関係法令等

生育地は、自然公園法の特別保護地区に指定されており、同法と調整を図りながら保全方策を検討する。

# 3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

## (1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

## (2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

# 4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、有識者、地元自治体、地域住民、土地所有者等と連携し、地域における取組団体や地域の核となる人材の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。